

議案第24号

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

亀有中川堤公園を新設する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立公園条例の一部を改正する条例

葛飾区立公園条例(昭和33年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|---------|--------------|
| 亀有中川堤公園 | 〃 亀有二丁目71番7号 |
|---------|--------------|

付 則

この条例は、平成23年3月31日から施行する。